

商品概要説明書

(2019年4月1日現在)

商品名	J Aプレミアムカードローン								
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ○ J A住宅ローン利用者または J A住宅ローンお借入の承諾を得ている方。 ○ リフォーム関連資金の承諾を得ており、借入額が 500 万円以上ある方、または既往リフォーム関連資金残高を 500 万円以上有する方。 ○ 地区内に在住または在勤の方。 ○ 申込時の年齢が満 20 歳以上 60 歳以下の方。 ○ 継続して安定した収入のある方。 ○ J Aとの間でカードローンの取引を行っていない方。 ○ 貸付自粛対象者ではない方。 ○ 当 J Aが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○ その他当 J Aが定める条件を満たしている方。 								
資金使途	○ 生活に必要な一切の資金。								
契約金額	<ul style="list-style-type: none"> ○ 極度額 100 万円、200 万円、300 万円のいずれかとします。 <p>ただし、本ローン契約額および他金融機関からのカードローン契約額の合計額の前年度税込年収（自営業の場合は前年度税引前所得）に対する比率が 3 分の 1 以内とします。</p>								
契約期間	<ul style="list-style-type: none"> ○ ご契約日から 2 年後の応答日の属する月の 5 日（休日の場合は翌営業日）までとします。なお、ご契約者から解約の意思表示がなく、当 J Aがその信用状況について所定の点検を行った結果、契約更新に支障がないものと判断した場合は、さらに 2 年間延長するものとし、以降も同様とします。 <p>ただし、65 歳の誕生日以降は契約更新をいたしません。</p>								
借入利率	<ul style="list-style-type: none"> ○ 変動金利とします。 ○ お借入利率には、保証料を含みます。 ○ 利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J Aの融資窓口へお問い合わせください。 								
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 約定返済 毎月 5 日（休日の場合は翌営業日）を約定返済日とし、毎月約定日に貸越極度額に応じた下記返済額を、ご指定の返済用口座から自動引落しによりご返済いただきます。具体的な返済額は次のとおりです。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="padding: 5px;">貸越極度額</th> <th style="padding: 5px;">約定返済元金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">100 万円</td> <td style="padding: 5px;">20,000 円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">200 万円</td> <td style="padding: 5px;">30,000 円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">300 万円</td> <td style="padding: 5px;">40,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ※ ご利用残高が毎月の返済額に満たない場合には、その残高が返済額となります。 ○ 臨時返済 契約店舗の窓口および県内 J Aの ATM での返済も可能です。 	貸越極度額	約定返済元金	100 万円	20,000 円	200 万円	30,000 円	300 万円	40,000 円
貸越極度額	約定返済元金								
100 万円	20,000 円								
200 万円	30,000 円								
300 万円	40,000 円								

担保	○不要です。
保証人	○当 J A が指定する保証機関（㈱ジャックス）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
保証料	○当 J A が保証会社へ支払いますので、保証会社への支払いは不要です。
手数料	○A T M をご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合がございます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合支店または金融推進部 推進企画課（電話：053-476-3121）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、静岡県弁護士会あっせん・仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能です（J A バンク相談所を通じての利用となります。）ので、利用を希望される場合は、上記金融推進部 推進企画課または J A バンク相談所にお申し出ください。</p>
その他	<p>○お申込に際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○その他ご不明の点がございましたら、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>

とぴあ浜松農業協同組合